

第 52 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 26 年 9 月 10 日（火） 14 : 53 ~ 15 : 54

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、中島部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）
- (2) 審議結果報告書の骨子案について
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第52回基本計画部会を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員、中山委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、平成25年度統計法施行状況に関して、前回部会審議で委員から追加的な説明要

請があった事項について関係府省から説明を受け、その後、審議結果報告書の骨子案について御議論いただく予定です。

資料としましては、資料1として前回の基本計画部会で委員から追加的な説明要請がありました「行政記録情報等の活用」を、それから、資料2として「税務データについて」を用意しています。資料3は、審議結果報告書の骨子案です。

以上です。

○西村部会長 それでは、議事に入ります。

まず、前回部会で委員から追加的な説明要請があった事項について、関係省から御説明をお願いします。

最初は、行政記録情報等の活用状況全般についてです。前回部会では、委員から行政記録情報等の活用について具体的な内容を示してほしいといった要請がありましたので、総務省政策統括官室から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、総務省政策統括官室から説明いたします。

今、部会長から御説明がありましたように、本日は、前回御指摘いただきました、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の中で把握しております、既に行政記録情報等の活用が図られている統計調査の具体的な例について、資料1のとおりまとめております。

この資料の構成ですが、1ページ目に総括的な表を取りまとめ、2ページから5ページにかけて、その具体的な活用状況を別紙として整理しております。更に、最後に、今後の課題という形で、今後の取組の方向性を付けております。

それでは、最初に、前回の部会でも若干説明いたしましたが、いわゆる第I期基本計画における行政記録情報等の活用に係る取組状況を簡単に説明いたします。

資料の上の枠書きにありますように、1つ目としては、個別に行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査を特定した検討を求めています。例えば、労働保険情報の経済センサスー活動調査を含む事業所母集団データベースへの活用、有価証券報告書情報の法人企業統計調査における活用といった取組です。

2つ目は、調査計画を策定する際に、行政記録情報等の有無や、その活用の効果等について事前に調査・検討することを原則化するとともに、私どもの審査や統計委員会における審議を通じまして、検討状況の確認等を行う取組です。

3つ目としまして、行政記録情報等の活用に関する環境整備の一環として、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施し、その結果を各府省で共有する取組を通じまして、更なる活用の定着促進を図ってきているところです。

このうち、前回の基本計画部会でも御説明したとおり、平成25年度に実施したこの実態調査におきましては、各府省等からの報告に基づき、私どもで取りまとめを行ったものです。これは、あくまで調査時点までに各府省において活用を図っている例を整理したものであり、その後、変動等が生じていることに御留意ください。

では、御指摘の具体的にどのような活用が図られているかですが、大きくここで3つに分けて整理しています。一番最初が母集団情報の整備という部分で、26件、また、統計作成への活用という部分が25件、欠測値補完など審査等への活用が3件という状況になっています。これについては、それぞれの使っております行政記録情報等につきまして、2ページ目以降に具体的に整理しております。

この行政記録情報等は、実態調査で把握いたしました全ての行政記録情報等を一覧として整理したものです。

最初に、表の見方を御説明しますと、国の行政機関が保有する行政記録情報と地方公共団体が保有する業務記録に大きく区分しています。ちなみに、4ページの中ほどからが、地方公共団体が保有する業務記録の活用の部分になっています。

その区分の上で、それぞれの行政記録情報等をベースとして整理しています。前回は調査を基本に説明いたしましたが、今回は、どういう情報を使っているかという御指摘でしたので、それぞれの行政記録情報等、例えば1ページ目の一番上でしたら各種法人名簿という形で、その名簿がどのような調査で活用されているかという整理をしています。

2つ目の欄の「当該情報の閲覧、提供等に関する規定」は、当該情報について、外部への閲覧や提供を行う仕組みについて法的な規定があるかを参考までに整理したものです。これは、当該情報を統計に活用できる根拠とは限らないことに留意が必要です。本日は、時間の制約もありますので、この活用形態別に幾つか代表的なものについて御説明いたします。

まず、1点目の母集団情報の整備等への活用ですが、例えば、別紙と付いている部分ですが、この3つ目に商業・法人登記情報があります。また、5番目に労働保険関係成立届等という情報があります。これらの情報につきましては、当該情報を保有する府省に限らず、府省横断的に複数の調査で活用されています。また、これらの情報につきましては、総務省統計局で整備している事業所母集団データベースにも収録され、的確な母集団情報の整備にも寄与しているところです。

このほか、各種の統計調査において最新の母集団情報を整備するなどの観点から、例えばこのページの一番上にありますように、各種法人名簿、許認可や届出等の情報の活用が図られているところです。

また、2番目の統計作成への活用の例については、先般の港湾調査の変更の際に審議されましたとおり、2ページの上から4番目に輸出入申告情報があります。このほか、5ページにあります人口動態調査における出生・死亡届の活用などがあります。これらの情報につきましては、専ら各種統計調査に関連した所管行政において活用が図られているところです。

3番目の欠測値補完、審査等への活用については、現在、人口・社会統計部会で審議が行われている国勢調査におきまして、回答が得られなかった場合の代替値として、各市区町村で保有する住民基本台帳の情報、この資料の5ページになりますが、その活用を行っ

ています。また、財務省の法人企業統計調査におきまして、提出された調査票を有価証券報告書の情報を用いて数値確認を行うといった活用が行われているところです。

これらの行政記録情報等の活用に当たりましては、個別法との関係、制約と電子化の状況、それから統計調査で把握する事項との定義の相違、いつの時点で情報を入手できるかといった統計調査ごとの特性がそれぞれ異なってくることにも留意すべきかと考えております。そういったことから、個別にそれぞれ精査することも必要ですが、各統計調査の実施府省におきましては、第Ⅰ期基本計画を踏まえまして、冒頭で御説明したとおり、鋭意、行政記録情報等の活用を図るという取組を進めているところです。

最後になりますが、6ページを御覧ください。今後の取組等を記述しております。第Ⅱ期基本計画におきましては、行政記録情報等の活用については、報告者の負担軽減、正確かつ効率的な統計作成の観点から、引き続き各種の取組を進めていくことが必要であり、また、ICTの進展や社会保障・税番号制度の運用開始など社会経済情勢の変化等も踏まえながら、後ほど追加説明が予定されております税務データの活用を含めまして、府省間の連携を一層図りつつ、継続的に活用に向けた検討に取り組んでいくことが重要だと考えているところです。

私からの総括的な説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について御質問等があればお願いいたします。

○中島委員 最後のページに行政記録情報等の活用の目的ですね、つまり報告者の負担軽減、正確かつ効率的な統計作成ということなのですけれども、この行政記録情報等の活用というのは、別に我々委員のためにやっているわけではなくて、この統計に協力している報告者、国民ですね、企業もそうですけれども、あと、正確な統計ということですから、それも結局はそれを使う人、国民のためということですから、この資料だと、どう活用されているかが分からない。つまり、何が言いたいかというと、一番大事なのは、別紙の方でいくと、活用効果ですね。ここのところに「精度確保・向上」と書いてあるのだけれども、どう精度が確保され向上したかということを書いていただかないと、これを見ただけでは分からないのですよ。例えば統計の精度が何%ぐらい向上したのか、あるいは行政記録を使うことによって負担がどのくらい減ったのか。それで、具体的になるべく数字を入れて、何時間とか何円とかという形ではなく、難しいかもしれないけれども、具体的に何割でも、どれだけでもいいから、とにかくここの部分が一番大事なわけですね。

だから、ここがどれだけあったかということで、今後、行政記録の活用ということに対して、なかなか各役所のこういう情報を持っているところは、それに対して、そういう情報は出さないという形で抵抗もあるのだけれども、そこに対して唯一説得力を持つのは、私はここだと思うのですよ。役に立つのは当たり前でしょうと。だけど、実際どのくらい役に立ったのですかということをより具体的に示していくということが、私は、総務省政策統括官室の役割だと思いますけれども、その点についてどうお考えなのでしょうか。

政策統括官と統計企画管理官にお答えいただきたいのです。

○田家総務省政策統括官（統計基準担当） おっしゃるとおりかと思います。ただ、現状の調査は毎年やっていますが、確かにそこまで詳しく把握していないというのが現実かと思いますので、おっしゃることを踏まえて、できるだけそういったことも把握する努力をしていきたいと思っています。

○小森総務省政策統括官付統計企画管理官 中島委員の御趣旨はよく分かりますので、特にそういう活用効果を具体的に示せば非常に有効だと思います。ただ、本当に中島委員のおっしゃるとおり、なかなか数字でどこまで表せるかという問題もありますので、そこはしっかり検討していきたいと思っております。

○中島委員 済みません。ただ、結局どこまで数字ということもあるけれども、より具体的に、例えばこういうものをもう一回調査しなくても、住民基本台帳とかを使えば、そこでエラーが何%ぐらい補正できるのだとか、そういうざっくりしたものでもいいのですが、そういうものを出してくれれば、「ああ、なるほど行政記録というのは、統計を作る上でこんなに役に立つのか」ということで説得力を持つと思うのですね。そこは、やはり総務省政策統括官室の仕事だと私は思うのですね。

○澤村総務省政策統括官付企画官 前回も少し御紹介させていただきましたが、この調査は必ずしも十分なものでないというのは、ただ今の御指摘のとおりでして、今後、この調査の中身の見直しを考えていくことも1つの課題にしております。その際の有力な御示唆であると受けとめたいと思っております。

○西村部会長 今の点は非常に重要な点で、できるだけ数字というか、結局、よく言われるのはキーパフォーマンス・インジケータという言い方がありますが、そういった、やはりインジケータで説明していくということが必要でしょう、今の世の中はそういう形で説得していくと。これがエビデンスベースになりますので、そもそも調査をするときもできるだけそういう形に持っていただきたいと思っています。

特に重要な点は、やはり効果があったということを説得できることが重要になりますので、それをお願いしたいということと、それから、この活用状態では非常にいい状態であるとも必ずしも思えないので、これからどんどん活用を広げていくということも視野に入れて進めていきたいと思っています。

基本は、やはり国民目線という基本線を守るという形でこれから進めていきたいと思っておりますので、総務省政策統括官室もよろしく願いいたします。

どうぞ。

○川崎委員 こうやって私がリストを見るのは初めてなので、これぐらいあるのかなということで、元々余り行政記録を統計作成に活用するというのが無かったところでは進歩であろうかと思いました。

確かに、今おっしゃったような定量的な把握とか、より効果を丁寧に把握するのは大事だと思うのですが、それはそれとして、もう一つ、私が気になっているのは、この表の中

の左から2番目の欄に「当該情報の閲覧、提供に関する規定」というのがありますが、これは先ほどの御説明の中にも少しありましたけれども、必ずしも根拠規定ということではなさそうだと理解しました。ただ、こういう行政記録の情報を他の目的に活用することについては、個別法で縛られている場合が結構あるのだと思います。ここの中には、法令が書いてあるものと、全く書いていないものがあるのですが、書いていないものは全く縛りがないという理解でよろしいでしょうか。つまり、今後のことを考えますと、この縛りがどれくらいあるか、ネックになるものがどれくらいあるかというのはやはり把握しておく必要があるだろうと思うので、そういった観点から、このところの情報の把握の仕方をどうされているかを少し教えていただけたらと思いました。

○西村部会長 では、お願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 冒頭、御説明しましたように、今の御指摘のとおり、ここに書いておりますのは、あくまで具体的な閲覧や利用の規定があるものは書いています。それ以外を「－」で表示していますが、これは、そうした外部に対する閲覧や提供等の制度はないものの、本来の目的との関係、つまりその行政記録情報等が、本来の目的以外に使うことが可能かということを、法の趣旨など、それぞれの所管法の趣旨などを踏まえまして、現在、統計作成への活用が認められているものと理解しています。

ちなみに、逆に、統計法では調査票情報は統計目的以外の利用を禁止する規定もありますので、その辺りが非常に兼ね合いの難しいところかと考えております。

○西村部会長 どうぞ。

○北村委員 今の点に関してですけれども、ここに出ているのは、利用が可能になっている統計ということなのですからけれども、私がこういう表を作っていただきたいと言った理由は、ここに出ないような、あるいは行政記録情報を使うという法的な縛りがあって出せませんとたくさんの統計で言われて、門前払いをされてきたのですけれども、実態としてはこういう利用がありますという実績があると、それを精査すれば、利用の可能性の道があるとか、そういう道になるのかなと思って、こういう表をどんどん作っていただいて、利用実績を表に示すということで対応していただければと思ったのですが。

○廣松委員 今の北村委員の御意見に関して、過去、個別調査の段階で、検討はしたのだけれども、駄目だったという例は結構あります。具体的には、建築着工とか、土地基本台帳とか、部会審議の場でいろいろ可能性は探ったけれども、現時点では、単に法的な制約だけではなくて、技術的な意味でも、すぐには活用できない例もあると思いますので、その点、可能であれば、この活用状況のところ、失敗例と言うと少し語弊があるかもしれませんが、それを付け加えておいていただいた方が、情報としては良いのではないかと思います。

それから、もう一つ、先ほど説明にもありましたとおり、統計は統計法で規制されています。時々、私が、特にお医者さんのグループなどから言われるのは、人口動態統計に関してですけれども、5ページのところにありますとおり、戸籍法に基づいて、例えば死亡

したときに、死亡届を法務省に出すと同時に、この人口動態統計にも使っているわけです。そうすると、人口動態統計は基幹統計になっているものですから、法務省に出した死亡届は使えないということになっている。お医者さんが、具体的な治療法の効果としてどうだったのかということを確認しようとしたときに、それは使えないということになっていると聞いています。統計の立場からは、当然我々はほかの行政記録情報を統計作成のために利用するというのを推進する立場ですが、一方で、基幹統計にしているので、もうこれ以上、統計作成目的以外の利用は一切できませんと、対外的に言うのか、そこを今後どう考えていくのかということも1つの大きな論点ではないかと思えます。

○西村部会長 その2点は非常に重要な論点なので考えていきたいと思えます。

まず、最初の点については、これはこの統計委員会の中というか総務省政策統括官室の中でできる話ですから、それは各部会長にもいろいろと御負担をお掛けすることになるかもしれませんが、過去にどのようなケースがあつて、どのようになったのかをリストアップする作業は少ししていただきたいと思えます。

それから、2番目の点は、これは重い問題ですが、当然ながらそこで問題が生じた場合に、旧例を墨守するのではなくて、直さなければいけないことであるならば、できるだけ運用で直せるという形が一番良いと思うのですが、そういう形で、我々としても、足元をきれいにするといいですか、そういう形で考えていかなければいけないので、それについても検討していかなければいけないと考えます。

かなり重い宿題を受けましたので、これはこれから総務省政策統括官室でどうするか考えていくという形にしたいと思えます。

それでは、行政記録情報の活用状況についてのヒアリングはここまでといたします。

次に、行政記録情報等の活用の一環である税務データの活用についてです。前回部会において、第I期基本計画に基づく取組として、特別集計による税務データの経済統計への活用可能性についての検証結果を報告いただきましたが、これに関連して、委員から、税務データの電子化の状況などについて御質問がございましたので、国税庁から説明をお願いいたします。今日は、国税庁長官官房企画課の重藤課長においでいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○重藤国税庁長官官房企画課長 御紹介いただきました重藤です。説明いたします。

お手元に資料2として「税務データについて」をお配りしていると思えます。これに従いまして御説明したいと思えます。

まず、税務データのうち、全件を電子的に入力して、そして、統計にある数字として活用可能なものとして何があるのかということ。これまでも法人税の申告書別表第1に記載しているような項目は全件入力しているという説明をしたかと思うのですが、そこについて、ここに書いてありますが、一番上のところですが、具体的には、所得金額、欠損金額、それから税額等、これらにつきましては全件入力をして、使える形で電子的なデータで持っております。

2ページを見ていただければと思うのですが、ここに書いておられますのが、いわゆるよくこの委員会でも言葉が出てきたと思いますが、法人税の確定申告書の別表第1の記載項目です。先ほど申し上げた所得金額あるいは欠損金額は、これでいきますと1番目の項目です。それから、税額というのは、ここで言いますと13番のところに丸をつけておられますが、これが当期に納付すべき法人税額ということです。

これ以外の項目も、もちろんこの表にある項目全てを全件入れているというわけではないのですが、必要な項目については入力しておきまして、例えば、16番には所得税額等の還付金額、あるいは19番にはこの申告による還付金額計、あるいは25番にはこの申告により納付すべき法人税額と、端的に言いますと、これらは、申告によって国税債権が確定し、あるいは還付であれば還付金額が確定して、実際にその後、税金を収納する、あるいは還付をするという国税の仕事の一番基礎の部分の数字でして、そういったものは当然きちんと入れているということです。

1ページに戻っていただきますと、これらの金額につきましては、私どもも、ここに書いていますように、例えば法人数、所得金額、欠損金額の法人形態別の内訳、あるいは法人の所得金額、税額の都道府県別内訳といった形で統計を実際に作っていただきまして、これは毎年国税庁のホームページに載せるとともに、e-Statにも載せているところです。

それから、前回のこの場でも、国税庁が行っております会社標本調査についていろいろ御質問なり御議論があったということですので、これに関しましても次に書いておきます。2番目の丸で、サンプルデータが活用可能なものということで、営業収入金額、寄附金、交際費等の額等と書いておきます。これらは、実は会社標本調査という統計を作る中で、私どもが実際に提出された申告書等のデータを基に集計して、それらを基礎項目として電子化して統計を作っているものです。

いろいろ飛んで恐縮ですが、会社標本調査につきましては、3ページ以降に多少詳しく書いておきますので、まず3ページを見ていただければと思うのですが、会社標本調査の目的としましては、その法人企業について資本金階級別、業種別にその実態を明らかにして、併せて租税収入の見積りとか税制改正などに役立つ、そういう目的で作っているものでして、対象としている法人は、現に活動中のここに書いています法人です。公益法人等は対象から除いております。

それから、4ページを見ていただきますと、実際にどのくらいのサンプル数をとっているのかということですが、資本金階級別に抽出率といいますか標本の割合は異なっておりまして、資本金10億円超の法人や連結法人は100%、つまり全件ですが、それ以外の法人は、その階級ごとに抽出率が異なっているということです。

ここににつきましては、後ほどもう少し詳しく御説明いたしますが、その前に、業種別にはどのような区分で取っているかといいますと、5ページですが、日本標準産業分類を基に17の分類、この表でいいますと、業種名のところ、この単位でデータを取って、統計を作成しております。

それから、具体的な調査項目、これは6ページに書いておりました、会社標本調査は税の関係の統計ですので、資本金の額から、営業収入金額、申告所得金額等の他、例えばいろいろな控除の対象になるような経費をどのくらい会社が支出しているのか、具体的には寄附金はどのくらい払っているのか、あるいは交際費も損金算入の限度額がありますから、そういう各種の控除や引当など、控除可能な範囲を超えているものがどのくらいあるか、そういった観点での項目が多くなっているということです。

それで、先ほどの標本数のところに戻っていただきますと、直近の平成24年分の調査でいきますと、標本法人数136万社ということで、全対象法人の5割を超える率となっております。上の説明のところの文章で書いてあるところのまた書きのところ、平成21年度分調査からe-Taxで提出された申告書の電子データを活用して加えたので標本数が増加していると書いております。平成20年度までは、標本数が大体5万社程度でした。そのときには、標本はどうやって抽出していたかといいますと、業種別、資本金階級別にマトリックスに分けて、そこに含まれる企業を並べて、そこから抽出割合に応じて無作為に、例えば100分の1であれば、1個目の会社を取って、次101個目の会社を取って、次201個目の会社を取ってみたい、そういうランダムな形で取るというような形でやっていたということです。

平成21年度から、少しe-Taxの申告の分が入ってきまして、やり方が変わりました、資本金1億円を超える企業につきましても、従前と同じような、資本金1億円超ですと数十%ぐらいの抽出率、10億円を超える法人、それから連結法人は全件、まず調査をすることにしてあります。それらの法人が大体2万ぐらいになるのでしょうか。それ以外のところ、資本金1億円以下の法人等につきましても、e-Taxで申告が出てきた、その会社のデータをそのまま使っていると。ただ、e-Taxの申告といいますのも、法人税の申告というのは、別表第1から別表第17ぐらいまであり、更に、それ以外に添付書類とかもあるわけですが、必ずしもその法人が、その全ての申告書様式を電子的に出しているとは限らなくて、別表のうち一部のものは電子的に出しているけれども、一部のものは紙で出しているケースも実はあります。そういう意味で、必要なインフォメーションが全部電子的に出てきているものを拾って、それをこの統計に活用しているということです。

したがって、この標本割合というのは、最初に我々が抽出した割合がこのくらいというよりは、結果としての抽出割合がこのくらいになっているという見方をさせていただいた方が実態に即しているのかなと思います。

今申し上げたような次第ですので、今ここで取っている136万社の分の中から、例えば従前取っていた5万社に相当するものを抜き出すことができるかということ、それは現状できない形になっております。

済みません、少し駆け足でかなり端折って恐縮ですが、私からの説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について御質問等あればお願いいたします。どうぞ。

○白波瀬委員 済みません、基本的なところなのですけれども、e-Taxの中で、全てのデータが電子上でそろっているものというところになりますと、そこでもバイアスが掛かるというか、その傾向というのはあるのですか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 そもそも法人の申告の場合、e-Taxで申告している法人とそうでない法人というのがあり、また、e-Taxで申告している法人の中でも、全ての手続を全てe-Taxで申告している法人もあれば、一部だけという法人もある。そういう意味で、e-Taxだけに絞ること、あるいは、更に必要な情報を全部、e-Taxで申告していることについて、そうやってふるいにかける時点で何かバイアスがあるのではないかという疑問は、確かに当然であろうかと思えます。そこについて詳細な検証をしているかと言われますと、率直に、そこまではできていないところがあります。ただ、実際、平成20年度まで行っていた統計と、その後の統計で、何かそこで大きな不連続が生じているかという、そこまでの変化は生じていないのではないかということで、こういうやり方に切り替えても、全体の流れがそんなに大きく変わることはないのではないかという判断で、平成21年度当時に切り替えたということです。

○白波瀬委員 済みません、ここの分野は素人なのですけれども、例えばこれ、単純に会社の資本金階級のところだと、資料で出していただいた4ページのところなのですけれども、1億円超10億円以下が38.9%と大幅に標本法人割合としては下がっており、少し何か不自然さを感じるのですけれども、この辺りはどうしてこういうふうになってしまうのか、済みません、私は分からないので、教えてください。

○重藤国税庁長官官房企画課長 これは、実際にe-Taxで申告している法人の割合を反映しているものということだと思います。

○白波瀬委員 ですから、素人的には、例えば、何かこの資本金階級のところで、ある業種の分布のところでは何か少し違いがあるとか、その辺りはそんなに時間を掛けなくても簡単に、検証というほどの検証をしなくても分かるような気もするのですけれども、そういうデータはないのですか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 標本割合が低いことをもって、そこで何かバイアスか出ているのかどうかについて、私どもではそこまで十分な分析ができていないかという、できていないのですが、ただ、実態として、減っている理由が何かというのは、大きい法人ほど、提出する書類が多い傾向にあるものですから、逆に言うと、e-Taxで完結している法人が少ないということを反映しているものではないかと考えますが、それがどういうバイアスを生んでいるかというのは、詳細な分析はできていません。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 大変詳細な説明をいただきましてどうもありがとうございました。法人税関係と会社標本調査の2つについてですが、今まで税務データに関してこういう形で詳細な御説明を伺ったことはなかったというか、初めてだったものですから、大変貴重な情報だと思います。

個人的な感想として、例えば法人税関係のデータに関しては、統計の立場から見て、いろいろな利用方法、有効な利用方法があり得るのではないかと思います。その意味で、e-Statにも掲載していただいているということですから、もっとこのデータを使うというか、あるいは使えるような形にするような統計サイドからのアドバイスというのはいり得るのではないかと思います。

それから、2番目の会社標本調査に関して、少し言葉の解釈の違いかと思いますが、標本というと、我々は、標本設計に基づいて抽出された標本を連想するわけですが、ここでは、先ほど4ページのところで御説明いただいたとおり、e-Taxで申告された分が中心になっている、特に平成21年度以降はそうになっていて、それが、先ほど白波瀬委員がおっしゃったような意味で、どこまでバイアスを含んでいるかどうか、その点は確かに検証すべきであると思います。しかし、この場合、どちらかというところ、無作為抽出というよりも、結果的に、e-Taxで答えているという意味で、有意抽出された標本になっています。この調査というデータに関しては、統計技術的な立場から、改良というか、今後、こういう形のデータを公表するときに役に立つ、すなわち業務にとって役に立つと同時に、統計のユーザー側にとっても役に立つような提案を行っていくのが、この委員会の1つの役目ではないかと考えます。

○西村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 私も廣松委員の最初の意見と同じなのですが、税務データ、あるいは会社標本調査、特に平成21年度以降はカバレッジが非常に広くて、営業収入の概念であるとか業種の格付けなどについては、他の経済統計とは少し異なる可能性があるのだと思いますけれども、潜在的には非常に利用可能性、有用性が高いと考えます。

特に、小規模な法人、それから個人についても同じような情報があるのだと思いますけれども、小規模な企業の場合には、業種の特定上の問題であるとか、あるいは事業所の所在地と納税地の相違など、そういう問題も比較的小さいと思われまますので、もう少し電子化の範囲を広げると、つまり納税地の情報を含めるなどですけれども、そうすることで非常に有用性が高まるのではないかと考えられますので、今回に限らず、今後とも、この統計委員会の場でもう少し議論ができればと思います。

○西村部会長 ほかに。どうぞ。

○川崎委員 いろいろ詳しい御説明ありがとうございました。私も初めて聞いたので、大変参考になりました。

1つ教えていただきたいのですが、これは私の聞き漏らしかもしれませんが、抽出された部分と、それからe-Taxの部分、これって大体どれぐらいの割合になっているか、というのは、例えばこの資本金階級別には分かるのでしょうか。また、個別データの中に、e-Taxのデータか、それとも抽出したものなのかというフラグが立っているのでしょうか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 抽出しているのは、資本金1億円超10億円以下の法人、

それから10億円超の法人、連結法人のところでございまして、10億円超、連結法人は100%です。それから、1億円超10億円以下はここで38.9%となっていますが、この中には、抽出したものと、それ以外にe-Taxでやっているものが、両方入っているということです。抽出しているものは、件数的に言いますと、全国で2万社程度だと思います。

それについてフラグが立っているかというところですが、フラグは立っていません。10億円超と連結法人は、全件抽出しておりますので、フラグが立っていないと言っても分かるわけですが、この1億円超10億円以下の部分についてフラグが立っているかという、そこは立っていないということです。

○西村部会長 どうぞ。

○前田委員 御説明ありがとうございます。多分、今日の御説明は、なかなかデータも電子化されていないし、いろいろ難しい問題があるので、税務データが役立つかどうか、検証すらなかなか難しいというお話だったと思います。委員の方々の御意見は、そうは言っても、これから充実させて、使えるかどうか検討していくべきだという御意見だったと思います。

少し私は別の観点から1点だけ意見を申し上げたいのですけれども、前回の経済産業省の御説明でもあった件ですが、経済センサスー活動調査の法人数、これはたしか200万弱、195万ぐらいだったと思うのですけれども、税務の法人数が大体260万ということで、やはり60万以上の差があるということだったと思います。

税務データ自体、それを利用するというのは、多分いろいろな意味もあって難しいのかなと思うのですけれども、これだけ法人数が違うことをどう考えるかということ、やはり税務データを使うかどうかという点とは別に検討していく必要があるのではないかと思います。名簿さえしっかりしたものがあれば、調査ももう少し充実したものになる、真に近くなるということだろうと思います。

これは、皆さん御案内のとおり、来年秋以降、マイナンバー制度ということで、国税庁の情報を基に、全ての法人企業に番号が付される。これで法人の名称や所在地、こういった情報とともに、データベースが対外的に公表されると私は一応理解している。これは間違いかもしれませんが、この辺りを何か利用して、経済センサスの名簿を充実させるということが、また、今日の議論とは少し違うのですけれども、元々の税務データというところから見れば共通している部分もあるのではないかと思います。

もしかしたら、こういうことについては総務省統計局で既にお考えなのかもしれませんが、多分いろいろ手間も時間もかかる話だと思いますので、関係するところと連携を深めながら検討していくことが必要ではないかという意見を申し上げたいと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見があるでしょうか。

○西郷委員 今の前田委員の御意見とほぼ同じなのですけれども、データの管理の仕方とか、特にIDの振り方を、統計調査に利用しやすいような形で整理していただける、あ

るいはこちらからそういう情報を提供するというような形で、例えば税務情報ですと、外に出すのが難しいけれども、中でこういうオーダーメイド集計をしてください、そのオーダーメイド集計のときに、統計作成者の側が思うような形でオーダーメイド集計ができるようになるようにIDが振られていると、かなり活用の道が開けるのではないかと思うのですね。国税庁の中から外に出さずに、中で集計して、なおかつ、この間のオーダーメイド集計は、データの仕組みが、非常に制約が大きかったために思うような集計ができなかったと私は受けとめましたけれども、何か先ほどのマイナンバーということもありましたけれども、データの管理の仕方というところから見詰め直して、なるべく歩み寄りができるような交渉を今後続けていくのがすごく重要なのではないかという意見です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

幾つか重い御指摘を受けました。それから、マイナンバーについては、追加的な論点があります。金融機関は確か日本だけではなくて世界共通の番号を振るようにならなっていくという形になっています。するともしかすると法人番号も似たような形になっていくのかもしれませんが。逆に言えば、そういったものに我々は合わせていかなければいけない形になっていく方向だと思います。いずれにせよ、今の前田委員の指摘を含めて、この場でそれについて幾つかのものを決めることはできませんけれども、今後も考えていかなければいけないことだと考えております。

それから、確かにフラグが立ってなくても、ある程度の情報があれば、例えばe-Taxに関してのある種のトランケーションが起きているとすればその情報があれば、それをそれなりに補正するというようなことも考えられないことはないので、それを含めて、今後どういうことが可能なのかということは考えていきたいと思えます。

それでは、税務データの活用についてのヒアリングはここまでいたします。

総務省からの説明にもあったとおり、行政記録情報等については、現在、40程度の統計調査において活用が図られておりますが、報告者の負担軽減や統計作成の効率性の観点から、行政記録情報等の活用は、今後とも重要な取組だと思っております。

また、その活用に当たっては、税務データに代表されるような法令上の制約、電子化の状況がポイントとなると思います。このため、各府省においては、府省間で活用事例を情報共有することに加えて、活用可能性のある行政記録情報等の電子化の状況というものを、当該行政記録情報等の保有機関の協力も得つつ情報共有していくことが重要になると考えています。また、これが一番重要だと思っておりますけれども、統計委員会としても、このような課題認識を共有して、今後の個別諮問審議において、行政記録情報等の活用可能性を重点的に検討することとともに、適宜情報共有を図る場を設けられればと考えています。繰り返しますけれども、行政記録情報等の活用可能性を重点的に検討するとともに、適宜情報共有を図る場を設けられればと思っております。

各府省におかれましては、行政記録情報等の更なる活用について、引き続き御協力の程をよろしくお願ひしたいと思っておりますが、この取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村部会長 それでは、行政記録情報等についての取りまとめは、このようにいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。審議結果報告書の骨子案についてです。

本日で各府省へのヒアリングが一通り終了し、これからは審議結果報告書の取りまとめに関する議論に入ることになります。審議結果報告書案については、本日の審議において頂いた御意見もありますので、細かい内容については、これから更に整理が必要などころもあります。本日は、審議結果報告書案の構成がイメージできるように骨子案を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、資料3を御覧ください。

今回の「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」は、7月の基本計画部会で法施行状況に関する審議の進め方というものを、本日、参考2で付けておりますけれども、そこにありますように、この審議の内容としては2つありました。第Ⅰ期基本計画の施行状況報告、本日まで審議していただいたものと、それからもう一つは、第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項がありますけれども、今回、この前半、第Ⅰ期基本計画の施行状況報告に関する部分の審議結果報告書を取りまとめたいと考えています。その骨子案です。

まず、構成ですけれども、大きく本編と資料編とに分けてあります。本編は、まず、検討の経緯、これは、統計法の第55条の規定に基づいて法施行状況の報告がされて、それを受けて審議したというような経緯を書きます。それから、今回の審議の対象や方法ですが、まず、先ほど申し上げたとおり、法施行状況報告に関する審議は大きく2つありましたけれども、今回はそのうちの1つ、最初の第Ⅰ期基本計画に関するものであること。それから、ここで取り上げた事項についてですけれども、まず、第Ⅰ期基本計画に関する取組状況については、既に平成24年度と25年度に網羅的な精査を実施して、平成26年度以降も引き続き取り組むべき事項については、基本的に、この4月から始めた第Ⅱ期基本計画に盛り込まれています。したがって、今回のこの審議は、平成25年度末までに実施予定とした事項、それから、第Ⅱ期基本計画期間に継続実施が見込まれるとした事項の2つといたしました。その中から委員の御意見を踏まえて審議すべき事項、ヒアリングすべき事項を選定しまして、ここで審議を進めましたけれども、そのような経緯やヒアリングの対象となった事項が何になったかというようなことをここに書いてまいります。

それから、Ⅱの審議結果の部分ですけれども、今回、基本計画部会で審議されたのが、大きく3つありました。国民経済計算の整備、それから、税務データも含めた行政記録情報等の活用、そして、統計リソースの確保及び有効活用でした。これらについて、右側の欄にあります。事項毎に、審議事項、それから説明・報告、そして、それを受けてここで議論された内容、大きくこの3つの内容についてまとめていこうと考えています。

ただし、この3つの見出しといいますかそういうものの付け方は、それぞれについて項目の立て方というものは少し変わってくる可能性があります、内容的にはこの3つについて記述していくと考えています。

それから、資料編は、この基本計画部会で出された資料を全て付けます。それから、参考URL、ホームページ、ウェブサイトの関係あるサイトをここに掲載することとしています。

さて、その下にあります今後のスケジュールですけれども、本日ここでこの骨子案について御議論いただければと存じます。そして、議論いただいたその骨子に基づいて、今度は報告書案を次の10月の基本計画部会でお示しして、そこでまた議論していただく。その後、報告書を決定しましたら公表という形をとりたいと考えております。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からの説明について御質問等あればお願いいたします。

まだ漠然とした話なので、これで議論しろと言われても困ると言われたらしようがないのですが、一応これは是非ともとか、抜けているものがあるとか。これだけ漠然としたら、ほとんど何も抜けていないような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○廣松委員 今後の予定として、報告書の公表は大体いつ頃をお考えなのですか。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回、10月20日の基本計画部会で議論されて、もしもそこで即、問題なく合意していただければ、もうその後で直ちに公表ということを考えています。

○西村部会長 あと、これはできるかどうか少し分からないですし、なかなか大変なのですが、できるだけ国民目線で分かるような形にしたいとは思っていますが。に文化を変えるのは難しいかもしれませんが、できるだけその方向に向かってやっていきたいとは思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、審議結果報告書の骨子案については、このとおりにしたいと思います。

それでは、おおむね予定の時間が参りましたので、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

今後の進め方ですが、6月の基本計画部会で決定した審議の進め方にも記載しておりますとおりに、次回、10月20日の部会で審議結果報告書の案を御審議いただこうと思っております。そのために、近日中に各府省から御説明いただいた内容と委員の方々に御議論いただいた内容を基に、私の方で、事務局とも相談いたしまして審議結果報告書案のたたき台、あくまでもたたき台ですが、それを作成したいと思います。案のたたき台ができましたら、次回部会の前に委員の皆様にもお示しし、意見を伺うなどして案を取りまとめ、次回部会に提示したいと思っております。このような方法で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 先ほど申し上げましたが、次回基本計画部会は、10月20日月曜日、この会議室において開催いたします。詳細は別途お知らせします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。

ありがとうございます。